

平成29年第1回那珂川町議会定例会

議事日程(第2号)

平成29年3月3日(金曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	鈴木 繁 君	2番	石川 和美 君
3番	佐藤 信親 君	4番	益子 輝夫 君
5番	大森 富夫 君	6番	益子 明美 君
7番	大金 市美 君	8番	岩村 文郎 君
9番	川上 要一 君	10番	阿久津 武之 君
12番	石田 彬良 君	13番	小川 洋一 君
14番	塚田 秀知 君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	福島 泰夫 君	副 町 長	岡 由樹夫 君
教 育 長	小川 浩子 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 村 正 水 君
総 務 課 長	橋本 民夫 君	企 画 財 政 課 長	佐 藤 美 彦 君
税 務 課 長	稲澤 正広 君	住 民 生 活 課 長	鈴 木 真 也 君
環 境 総 合 推 進 室 長	鈴木 雄一 君	健 康 福 祉 課 長	立 花 喜 久 江 君
子 育 て 支 援 課 長	小川 一好 君	建 設 課 長	穴 山 喜 一 郎 君
農 林 振 興 課 長	坂尾 一美 君	商 工 観 光 課 長	板 橋 了 寿 君
総 合 窓 口 課 長	薄井 桂子 君	上 下 水 道 課 長	田 代 喜 好 君

農業委員会 大森新一君 学校教育課長 薄井健一君
事務局長
生涯学習課長 笹沼公一君

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長 高林伸栄 書記 岩村房行
書記 長家佳奈子 書記 岡多恵子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（塚田秀知君） ただいまの出席議員は13名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（塚田秀知君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しましたとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。
-

◎一般質問

- 議長（塚田秀知君） 日程第1、一般質問を行います。
-

◇ 益子明美君

- 議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さんの質問を許可します。

6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

- 6番（益子明美君） 改めまして、皆さんおはようございます。

6番、益子明美です。

通告書に基づきまして、3項目について一般質問を行います。町執行部の建設的な答弁を期待いたします。

まず、消防団員の確保についてお伺いいたします。

消防団員の皆様には、地域防災の要として町民の生命と財産を守るために、昼夜を問わず

活動されておりますこと、感謝の念にたえません。

現在、那珂川町消防団の団員数は、人口減少とともに、合併当時と比べて、100名以上も減少しており、新しく入団する人が少ないのが現状です。特に町内の中心地区については、危機的な状況にあります。11月に行われました議会総務企画常任委員会と消防団の方々との意見交換会においても、団員確保の問題についての意見が多く出されたと聞いております。意見交換会における話し合いをもとに、総務企画常任委員会からは、消防団員の待遇、改善の意見書が出されておりますが、それも団員確保の一助になるものという考えがあったのだと推察いたします。

こういった現状を踏まえて、消防団に入団することを困難にしている理由は、こういったものがあると捉えているのかお伺いいたします。

町としても、団員数の減少を把握していて、当然、さまざまな団員確保のための活動を行ってきていると思いますが、現状を打開する新たな対策を考えているかお伺いいたします。

消防団員の減少により、昼間の火災や、災害時に出動できないことや、消防車の即出動が困難な部分も出てきている現状があります。このような現状を打開するために、機能別消防団としてOB等の力をかり、円滑な消防活動が展開できるように、また、所属する分団、部の管轄区域のみの出動し、点検や総合大会など消防団事業への参加を要しない支援団員制度の創設などを考えられないかお伺いいたします。

まず、1回目の質問といたします。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 消防団員の確保についてのご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目、新しく入団することが困難になっている原因についてですが、現在の団員募集は、地域の消防団が行政区や自治会などとの協力をいただきながら行っているところであります。消防団員数は全国的にも減少傾向であり、那珂川町消防団も同様に減少しております。入団することが困難になっている背景には、人口減少によるもののほか、就業形態の変化や、生活の多様化などにより、団員候補となる若者や、その家族の了承を得られていないということが大きな原因となっております。

次に、2点目、団員の確保のための新たな対策についてですが、地域の消防団は、安全な地域づくりには欠かすことのできない組織であることを、地域住民の皆様にもご理解をいただくことが重要と考えております。

現在、馬頭、小川両中学校に少年消防隊が組織されており、通常点検にも参加をいただい

ております。このように、消防団を身近に感じていただくことが、将来地元に残る若者の団員確保の手段の一つと考えております。

また、今月5日には、消防団主催による春の防火週間の統一行動として、町内全戸に防火啓蒙チラシの配布、消防自動車による広報活動を行うこととしております。来年度以降、この統一行動に、団員募集も含めた活動を行っていただけるよう要請をしていきたいと考えております。さらに、町内の事業所等にもご理解が得られるよう、町からも働きかけをしていきたいと考えております。

次に、3点目、機能別消防団としての支援団員制度の創設についてですが、近隣の大田原市では機能別消防団制度があり、消防団を退団した方で、70歳までを対象としたもので、主に日中の出勤に際して、隊員の出勤をカバーするものであります。

また、那須烏山市でも支援団員を確保する制度を取り入れて、消防団員等の確保に努めているところです。

当町では、退団者有志により消防団OB会が長年設置されております。消防団員の支援活動を消防団OB会の皆さんに担っていただいております。OB会は、現在300名の会員に活動いただいているところであり、各分団部にOB会が組織され、長年活動いただいておりますことから、当町の実情を踏まえて、現在のOB会組織体制の中で、会員の皆様がより活動、支援しやすい体制づくりをしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） 再質問をさせていただきます。

消防団員が減少していて、特に、町中心部においては、団員数の確保が本当に困難な状況があります。それは町としてもよくご存じな状況であると思います。さまざまな団員確保のための活動をしてくださっていると思いますが、それでも、なかなか団員の確保に至っていないという状況があると思いますが、新たな改善策として、春の防火活動の統一行動に、団員確保の要請をお願いしたり、事業所等に出向いてお願いをされているということなのですが、それ以外に、町職員の参加率というのは、どのような形になっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 現在の消防団員数は472名でございますが、そのうち会社勤めの

方が394名おられます。その中の43名が、町職員が分団部に加入しているということになっております。特に、職員に関しましては、若い職員ですけれども、全員が消防団に加入していただくよう私のほうからも働きかけをしているところです。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） 日中なかなか消防団の活動に参加できない状況があるとしても、町職員の方の参加というのですか、それは大事なものと思われまますので、引き続き全員参加できるような形を取っていただければなと思いますが、それに加えて、町に在住する県職員の方々の消防団員の参加というのはどのように把握されていますか。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 現在、消防団に加入されている県職員の方、先生の方が1名だけです。県のほうでも、消防防災課を中心に団員確保ということで推進をされておりますが、なかなか勤務の関係上、県職員の方々には団に加入いただけていないというのが実情でございます。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） なかなか実情、県の職員の方が団員に参加するというのも、難しい状況があるかもしれませんが、現在、先生が1名ということなので、ほかにもたくさん県職員の方がいらっしゃると思うんですね。県のほうでも、団員確保に努力してくださいという考え方があると思いますので、県職員のぜひ参加を促していただけるように、副町長も県職員からこちらのほうに来ていただいておりますので、その辺、どういうふうにかお伺いしたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 副町長。

○副町長（岡 由樹夫君） ただいまの再質問にお答え申し上げます。

入団することが困難ということでのご質問でありますけれども、何らかの入団に当たっての障壁があれば、それを除去していくと、除去すべく、行政としても何らかの措置をしていく必要があるとは考えております。ただ先ほど、総務課長のほうからご答弁を申し上げましたとおり、入団に当たっては、さまざまな社会経済状況の変化、特に地域への帰属意識の変化というものがあるんだろうと思います。そういった中においても、消防団活動というのは、最も身近で、典型的な社会貢献活動であって、自発的な意思によって入団をしていただくと

いうことでありますので、まずは、何よりも消防団の社会的重要性、そういったものをきちんと伝えて、入団の促進につなげてまいりたいと考えております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） ただいま副町長からもご答弁いただきましたが、現在も、地域への帰属意識の変化があるんだらうということではありますが、帰属意識ということであれば、町職員、県職員は、地域への貢献をもとに、そういった職員の職につこうという志を持っている方々であると思いますので、ぜひ積極的な参加を促すような取り組みをさせていただきたいと思います。

それから、OB会が組織されて、300名いるということで、支援団員制度を新たに創設するよりも、このOB会組織をきちんと活動できるものしていくべきだというふうな考え方が、町のほうにはあるようなのですが、具体的に、名簿をいただいたんですが、OB会が組織化されていない地域もあるんですけれども、そういった地域へのOB会の組織の働きかけというのは、どのようにされているのかお伺いします。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） OB会の組織につきましては、合併前は馬頭町、旧馬頭町で組織をされておりました。合併を機に、旧小川町の地区においても、OB会を組織をしていただきたいということで、組織化のお願いをしてきたところですが、ここでは、任意の組織化ですので、お願いをするという形でしかなかったんですが、現在、部でいいますと、小川地区の5部、5つの部がまだ組織をされていない状況です。そういうことでございますので、今後、退団者の方と部の皆さんとの話し合いをしながら、組織化をしていただけるよう働きかけをしてまいりたいと思っております。

それと、もう1点は、以前、石田議員からも同じようなご質問をいただきましたが、OBの皆さんが活動しやすい体制づくり、これも大変必要なことだと考えておりますので、そういう面でも、OBの皆さんのご意見をお伺いしながら、そういった体制づくりも今後していかなければならないのではないかと考えております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） 小川地区の5つの部にも、今後、働きかけて、組織化を促していただくというご答弁でしたので、そちらのほうはよろしくお伺いしたいと思いますが、現在ある

OBの組織も、なかなか地域によっては、もう本当に積極的に消火活動に参加されているところもあれば、そうでないような地域も見受けられるというふうに思います。その原因の1つには、地域住民というか、ほかの第三者から見て、手伝っているOBの方がどんな人なんだろうという、外見から見て身分的なものがわからないというところがあります。制服とか、はっぴとか、帽子とかがあるわけではございませんので、そういった身分をしっかりと証明してもらえるものがあるということは、OB会の方々の意識の高揚にもなりますし、また、安全に消防活動に参加できるということの確立にもつながっていくと思うんですが、具体的に、そういったOB会への何らかの身分を証明するような帽子等の製作というのは、考えられないかお伺いします。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 以前に、時期まではちょっと私のほうでも把握していませんが、OBの皆さんにはアポロキャップを配付されたということを知っておりますが、多分何年もたっておりますので、そういった形で、OBの皆さんが、私たちは消防団のOB会で消火協力をしているんだよというような形でわかるようなもの、キャップに限らず、はっぴ等もあると思うんですが、何かそういったものを、今後考えていかなければならないかと考えております。議員ご指摘のように、一般の方が消火活動に協力するというふうに見られるのではなく、OBの消防団員の方が消火に協力していますよという形で見えるような形のことを何か考えていきたいと思っております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） 何かしらOB会の方々がわかるようなものを考えていただくというご答弁でしたので、安心してOB会の方が消防活動に参加できるような体制をつくらせていただきたいと思っております。安心してOB会の方が活動に参加できる一つの理由として、保険制度に加入しているということがあると思うんですけれども、実際、保険制度に加入しているということを知らないOB会の方が多いんですね、私の聞いたところによると。そういったことも、きっとしっかり保険制度に入っているから、安心して活動できるということにつながると思っておりますので、その辺の周知も徹底してしていただければと思います。具体的な保険制度というのはどのようなものかお伺いします。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 町では町内のボランティア活動等をいただける方に対して、総合

賠償保険というのに入っております。それでボランティアの最中に、けが、事故等があった場合には、その保険を対応して支給をできるという形になっておりますので、OB会の皆さんにも通知を差し上げる段階、OB会の代表の方にお知らせ等する時がありますので、そういうときにあわせて、そういう保険に加入していますということもお知らせをしていきたいと思っております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） しっかりお知らせいただくということですので、よろしく願います。

このOB会の組織が、烏山とか、大田原でいう機能別消防団の支援制度の代わりのもので、役割を果たしている現状が那珂川町にはあるということを理解しておりますが、支援制度のようなきちんとした規約とか、さまざまな活動への奨励というんですかね、そういったものも、新たに付与していくべきだと思うんですが、例えば支援制度の中では、報奨金なども払われております。

現在、OB会には、交付金が支部に年間9,000円ですかね、払われているようなんですが、そういった交付金で、その用途はそのOB会それぞれ、さまざまであるとは思いますが、有効に活用されているということであればよいのですが、そういう形よりも、きちんとしたOB会組織の中で、身分保障されるとともに、報奨金、報酬などというふうな手当を考えていくべきではないかと思っておりますが、その辺に関してはいかがお考えになりますか。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 現在、ちょっと前なんですが、機能別消防団員制度と同様の制度を取り入れているということで、県内では7市町ございます。それ以外は、多分私どもと同様にOB会を組織されているか、もしくは、何の組織もないという市町だと思うんですが、各市町の実情もございますので、それらをよく調査をしまして、那珂川町に合う報奨制度等があるのかどうかということも含めまして、今後、研究をさせていただきたいと思っております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） 総務課長が研究というお言葉を答弁で発せられましたので、検討よりはいいのかなというふうにとちょっと理解したいんですけれども、いずれにしても、5年先、

10年先を見据えると、現在の消防団員のみでは、活動が本当に困難というのが、実際私のいる地域からは声として出されているんですね。それに替わる組織、または、消防団が現状の組織を維持できるような形、5年、10年先を見据えた自主防災組織の確立を、今からしっかり町にもお願いしておかないと、このまま消防団活動続けていては不安だという消防団員の皆様の声です。

その辺5年先、10年先を見据えた自主防災組織の確立のために、充実したOB会組織、または、消防団員の加入等、積極的に町として取り組んでいただくということを改めてお願いしたいんですが、町長に、この件についてご答弁があればお願いしたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 答弁につきましては、総務課長がお答えしたとおりでございますが、将来を見据えてということで、当町は人口減少が非常に速いスピードで進んでおります。それに伴いまして、人口減少イコール若者減で消防団員になる方も減ってきている、そういう中で、一分団の部を維持するために適正な人数というのはあるかと思っております。その中で今後、再編等も視野に入れなければならない、そのように思っております。

ただ、現在、先ほど答弁の中で、いろんな事情で入っていただけない若い方がいる、これを団員募集活動するのは、各分団部でやっておりますので、その分団部にそういう方がどのくらいいて、そして、どういう事情で入れないか、これをしっかりと洗い直していただいて、現在でも、一つの部で、1人も2人もふえるようにしていただければありがたい。そして、そのため町ができるか、何ができるか、これを各分団部と相談をさせていただきたいと思っております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） 町長からもご答弁いただきましたけれども、今後、先には再編も見据えてという言葉がありましたね。再編ということに関しては、なかなか行政区の了解が得られない、行政区それぞれに、分団とその消防車がなくなってしまうことへの地域住民の不安というものがあるわけなんです。ですから、再編を考える前に、ぜひ現状を維持できるような、そして5年、10年先を見据えた自主防災組織の確立を早急に目指して、動いていただきたいと思っております。

それでは、1番目の消防団員の確保についての質問を終わりにします。

続きまして、馬頭高校存続に向けての町の考え方についてお伺いいたします。

平成29年度、県において、次期県立高校再編計画が策定予定でございます。平成28年3月に出された県立高校再編に関する検討会議からの提言では、全日制高校の規模と配置の適正化について、1学年4から8学級を適正規模とし、統合等により学校規模の維持に努めていくことが望ましいとされました。

また一方で、一部の周辺地域では、特例として適正規模未満の高校、特例校も認めることが望ましいとされています。これは人口減少などが著しい地域などでは、その地域の将来を支える人材の育成など、高校が地域振興に果たす役割への期待であるというふうに捉えることができます。

いずれにしましても、定員割れが続いている現状の馬頭高校においては、その存続が危惧され、過去においては、議会での特別委員会が設置され、現在は、同窓会やPTA、行政区、議会を含めた「馬頭高校を考える会」が設立されております。会では、県への意見書提出や、4月に行われる町民フォーラムなどの活動を展開しておりますが、町が中心的な役割を担う必要性を強く感じております。町は、高校がなくなってしまうかもしれないという現状をどのように捉えているかお伺いいたします。

現在、町では、平成26年度から通学費や下宿代等の一部を補助したり、通学の利便性の向上のため町営バスの路線延伸、停留所新設、先ごろでは、なかがわ学の発表において、町長の講演や、発表に対するさまざまな町のお手伝いをされていることを承知しておりますし、一定の効果をもたらしていると認識しております。しかし、現状の定員を確保し、馬頭高校の存続に、もう一步踏み込んだ政策を取る必要があるのではないかと考えます。

そこで、給食事業を町で行うという考えはないかお伺いいたします。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 私から、馬頭高校存続に向けての町の考え方についてのご質問、まず、1点目、馬頭高校存続と現状についてですが、馬頭高校の存続問題につきましては、平成28年2月に、県立高校再編に関する検討会議から、今後の望ましい県立高校のあり方についての提言書が出され、今後、栃木県教育委員会において、県立高等学校再編計画の策定が予定されていることから、当町といたしましては、さまざまな機会を通しまして、県に対して、馬頭高校の存続を要望しているところであります。

馬頭高校は、過去3回のなかがわ元気フェスタに出店し、同校で開発した商品の販売等が行われ、学校の取り組み内容を広く広報してきており、学校の地域貢献活動の一環として、

元気フェスタの運営サポーターとしてもご協力をいただいております。

また、今年度、同校では議員おっしゃったとおり、地方創生に協力する高校生の育成を目指す地域学習「なかがわ学」を实践され、1、2年生の生徒約170人が総合的な学習の時間を活用し、校外に出て、地域で活躍する個人や事業所などから、町の地域資源や歴史、文化、地域防災などを学習されました。

町では、先月、産学官連携事業「なかがわ学」発表会を開催し、帝京大学のPR動画とともに、馬頭高校の取り組みを住民の皆さんにお知らせをいたしました。馬頭高校は、町の地域活性化に対して、さまざまな役割を担っていただいております、特に同校水産科は、全国的にも唯一といわれる淡水、内水面の水産加工など生徒の自由な発想から学ぶべきことも多く、町が進めている6次産業化への取り組みに向けて、重要な役割を担うと考えております。

今後、さらなる産学官連携の充実と、地域の活性化を図るため、学校側と連携を密にするとともに、学校の特色ある活動を生かしながら、協力できるところは最大限協力し、存続に向けて努めてまいりたいと考えております。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚田秀知君） 学校教育課長。

○学校教育課長（薄井健一君） それでは、ご質問の2点目、高校への支援策としての給食事業についてですが、栃木県内の県立高校で、現在、市・町立学校給食センターが給食を実施している高校はございません。学校給食法が適用されない高等学校への給食実施については、県教育委員会や学校側の意向、生徒の希望などのほか、今後、策定される県立高校再編計画等を踏まえ、財政面や法制面も含めて、馬頭高校の存続に向けた、町としての有効な支援策を研究してまいりたいと思っております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） それでは、再質問をさせていただきます。

町は、さまざまな場面で県に対して要望をしていると、馬頭高校存続のための要望をしているというふうに伺いました。具体的に、こういった場面で要望されてきたのかお伺いします。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 具体的な要望ですが、直接、県のほうから町に対して、存続のために

来て下さいという会合はございません。ただ、私が県にまいりまして、知事あるいは教育長それから県会議員の先生方とお会いするたびに、馬頭高校存続についてお話をさせていただいております。

その中で、先ほど来お話ししました馬頭高校の水産科、これは、この県内あるいは全国においても唯一の淡水魚の水産科ということで、活動も非常に活発に行われている、その中で、この水産科を活用して、これを発展させて、職員確保とか、調理とかそういうような学科に膨らませていけないか、あるいは、この町3分の2が山であります、森林資源がたくさんあります、それにかかわる人材もたくさんいます、それを活用した学科ができないか、あるいは、処分場が予定されております環境学習施設、これを県はつくると言っているのです、その環境学習施設を高校の学科としてつくってくれないか、こういう要望活動をさせていただいております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） さまざまな場面で、町長は県にお願いをしているという状況はわかりましたが、県から町に直接来て、馬頭高校の存続についてどう考えているんですかという働きかけはなかったのでしょうか。

一昨日、下野新聞に、那須町が高久町長を中心に那須高校まちづくり地域連携協議会を発足させたという記事が載っておりましたので、早速、那須町に行きまして、平久井教育長や岩瀬学校教育課長にお会いして、いろいろとお話を伺ってきました。それによりますと、県教委のほうから参事がいらして、町ではどういうふうに考えているのかと聞かれたというふうにおっしゃっておりました。那珂川町にも当然来ているのではないかというふうにおっしゃられていたので、今の町長の答弁とは、ちょっと食い違うのかなというふうに思うんですけれども、実際、那珂川町には参事はいらっしゃったのか、いらっしゃってれば、那珂川町ではどういうふうに答えたのかお伺いします。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 来た日にち、今、記録がございませんので、明らかにできませんけれども、那珂川町にいらして、いわゆる今話題になっています高校再編についての説明ということではいらっしゃいました。その中で、周辺地域で生徒の数が少ないところ、こういうところでも残る可能性があるというふうにお話をさせていただきました。そういうお話はありました。その中でも、私が先ほど来ていないと言ったんですけれども、そういう説明に来ていた

だいて、その中では当然残していただきたい理由、先ほど申し上げたような説明はさせていただきます。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） さまざまな働きかけをされているという町長なのですが、県教委から参事がいらして説明をされたと、そのところでも、当然、町としてどういうふうに考えていますかというところで、先ほど町長がおっしゃった、ぜひ残してくださいということを直接訴えられたというふうに理解しますが、それをきっかけに、那須町では、副町長を中心とした検討会を役場の中に設置して、さまざまな検討を重ねて、先の協議会を発足させたという経緯があるらしいんですね。そういった役場の中での高校再編に関する認識、町内の検討会みたいなものは、那珂川町では設置されたり、検討された経緯はないのでしょうか、伺います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 馬頭高校につきましては、先日高校のほうから、馬頭高校を考える会という名称で、会長さんを初め役員の方が町のほうにいらっしやいまして、確か4月何日だったかに、シンポジウムをやりたいから、町長も出席してくださいとそのような申し入れはございました。今、馬頭高校OB、あるいはPTA、そういう方を中心に、考える会という組織が立ち上がりましたので、それに対して、町がどういう支援ができるか、それは考えてまいりたいと思っております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） 今の町長の答弁ですと、町長がみずから中心になって積極的に馬頭高校の存続を働きかけるというよりは、後方支援に回っているという印象が拭えないんですね。でも、一方では、事あるごとに県のほうへ行ったり、県議さんに会ったり、知事に会ったりするときには、その存続についてお話をされているというような状況であります。できれば、きちんと町長が先頭に立って、陣頭指揮をとっていただくような形が望ましいのではないかと思います。もちろん町長もそういったお気持ちがあるのですから、そういった形を後方支援といった形ではなく、されるのがいいのかなというふうに思います。

というのは、先ほど給食の事業をしないかということで質問させていただいておりますが、給食事業というのは、大子町でされているんですね。大子町の第5次総合振興計画の中に、

大子は大子一高と大子二高が合併して清流高校になりました。その清流高校の存続に、町は全力を挙げると、地域教育水準の向上を図るために、大子清流高校の存続を目指し、小・中・高連携の推進を図るといふ、その振興計画に載せているんですよ。高校という県教委の管轄下にあるものですので、町としては直接どうこうという考え方もあるかもしれないんですが、大子町長なんかは、そういった制度の問題よりも、動くか動かないか、本当に真剣になって取り組むか取り組まないかが、大子清流高校の存続にかかわっていくというふうにおっしゃっていました。

そういった意味で、町長もそういったお気持ちがあるんですから、同窓会長が最初に町長のところをお願いに行ったときに、想像した、ぜひ一緒に頑張っていきましょうというようなお答えではなかったというようにも聞いています。そうではないことを、これからしていただくためにも、町長がみずから中心になって、この馬頭高校存続のための、町内での組織化というんですか、協議会みたいなものを立ち上げるという形はできませんか。考える会は、そこに後援組織として入っていくということも可能ではあると思いますし、町内で一体とした、町長を先頭にした陣頭指揮をとる、そういった会議、協議会が発足できないものかお伺いします。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 高校存続につきましては、まず、残りたい、残したい、2つの言葉があると思います。主語は誰か。残したい、主語は町です。残りたい、主語は町じゃなくて、同窓会、あるいは現在の生徒さん、あるいは先生方、PTA、それだと思います。現在、考える会が発足しているわけです。私は常々民間主導という言葉を使っています。民間の方がこれだけ立ち上がっているんだから、これはやっぱり大事にしたい、このように考えております。

後方支援に回る、これが消極的かというのと、私はそうは考えておりません。民間の人が頑張っている、これは最大限に頑張ってください、そのために、町がどういう支援をできるか、これをやっていくべきだと考えております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） 町長のおっしゃる民間主導というのは、すごい私も理解できます。やっぱり住民自治として、住民がしっかりした考えのもとに活動してこそ、一体的なまちづくりができるというふうに考えています。

しかし、その辺がなかなか考える会にも伝わっていないという部分があります。もっと発言は積極的なものがあっていいのかなというふうに思いますので、ぜひそのところをよろしくお願いしたいと思います。

それで、給食事業なんですけど、これは一つの例として挙げたわけなんですけれども、なぜ給食事業か、大子町では給食事業のほかに、大子清流高校がタイとの国際交流をしているんですが、それへの助成金の援助とか、学力向上のために、通信教育で予備校などの制度を利用するときに、そこへの助成金など、振興計画に入れているくらいですから、さまざまな政策をしているわけです。

その中で、給食制度がどうしていいかなというふうに感じたのは、馬頭高校でも水産科の場合は、全国から生徒さんが来るわけですよね、そうしますと、下宿先という問題が出ます。下宿先を探すのになかなか困難な状況があって、馬頭高校の生徒さんが町に下宿先の確保のために、寮を建ててくださいというようなお願いもしているような状況があります。なかなか寮を建てるとなると、経費も大変だし、設備投資も大変になってきます。そういったものよりは、現在ある給食センターという機能を活かして、給食事業を実施することによって、下宿先のお弁当をつくらなきゃいけないという負担は減るはずなんです。少しでもそういった負担を減らすことで、下宿先のかわりになるものとして、この事業が活かされてくるんじゃないかというふうに考えておりますので、その辺を踏まえてどうお考えになるか、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 学校教育課長。

○学校教育課長（薄井健一君） 大子清流高校ということで、一例が出たわけなんですけれども、そもそも、先ほど私、最初の答弁の中で、学校教育法にのっとりた町立学校給食センターということでお話を差し上げました。義務教育小学校の学校給食法にのっとりたということで、学校給食法第2条のほうで、ただ単に給食を出すということだけではなくて、子供たち、児童生徒の日常生活における食事についての正しい理解、それから、健全な食生活、そういったことの判断力を培ってということで、それ以外の食育の関係のものとかそういったものを含めて、学校給食法の中で、学校給食の目標というのを定めております。当然これは、議員が言われた、県立高等学校のほうに拡大をするということであったとしても、学校給食法にのっとりた給食の実施というのは、当然基本に置かなければならないものだと思っております。

そういったことで、いろいろ当然、大子清流高等学校の状況を見ているのであれば、いろ

いろアレルギー対策とか、それから、学校給食を受ける側のほうの高等学校の施設の修繕とか、いろいろ学校給食法にのっとった施設整備とか、そういったものが必要になってくるのかなと思います。そういった要件もございますので、その辺よく研究をさせていただいて、検討させていただきたいというように思っております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） 大子町では給食事業に至るまで、さまざまな高校の保護者、教師、生徒にアンケートを取り、いろいろ試行錯誤して始めたようです。現在では、4割の生徒さんと教職員の方が利用しているようですが、高校生になりますと、結構親もお金だけ渡して、例えば、パンを買いなさいとか、コンビニで我慢しなさいとかいろんな部分も出てくると思うんですね、そういったものをきちんとした学校給食で栄養を摂るということも、学校教育法にのっとった給食事業ということ、高校に広げても間違いではないのかなというふうに思っていますので、ぜひこの辺は、大子清流高校の例をもとに、研究をしていただければと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、高校存続に向けての町の考え方については終了といたします。

そして、3番目に移ります。

精神障害者の医療費助成と移動支援についてお伺ひいたします。

精神障害者は、平成5年の障害者基本法改正により、それまで主に医療の対象であったところから、障害福祉の対象者として位置づけが明確になりました。それをもっても、多くの市町村では、身体・知的障害の重度障害者と同等に、全ての科目での医療費が無料で受けられるというふうにはなっておりません。精神障害者の医療費も、精神科通院以外の診療科目について、無料にすべきではないかと考えますが、町の考え方をお伺ひいたします。

次に、社会福祉協議会が行っている福祉タクシー事業は、通院に公共交通機関を利用することが困難な障害者の方に、タクシー券を距離別に応じて助成を行っているものですが、精神障害者の方が対象とされておりません。障害者基本法にのっとり、精神障害者の方も対象にすべきと考えますが、いかがお考えであるか伺ひます。

3番目に、スロープつき福祉車両についてですが、スロープつき福祉車両は貸し出し実績が年々増加をしている現状にあります。しかし、精神障害者向けには、運転をすることが困難な場合、運転手をつけるなどの貸し出し方法の考慮が必要であります。運転手つきで貸し

出す方法は考えられないかお伺いします。また、貸し出し実績がふえていて、予約がとれない状況も発生してきております。車両を新規購入できるよう、町も助成できないかお伺いたします。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） それでは、精神障害者の医療費助成と移動支援についてご質問にお答えします。

まず、1点目、精神障害者の医療費助成の全診療科対象についてですが、現在は、精神障害者の方が定期的な通院治療を続けられるよう、国の自立支援医療制度により、指定医療機関の通院、調剤、デイケア、訪問看護など医療費の自己負担分を軽減しているところです。自立支援医療費制度では、一般の方であれば公的医療保険で通常3割の自己負担が、1割の自己負担になることや、所得に応じた自己負担の上限額も設けられており、負担が過大にならないよう、医療費の負担が軽減されていますので、現状のままで実施していきたいと考えています。

次に、2点目、タクシー券事業の精神障害者への適用についてですが、現在は、町社会福祉協議会が実施する事業として、目的、対象者、実施方法と協議会の定める要綱に基づき、年間の事業計画を町へ提出していただきまして、審査決定し、補助をしている事業です。事業の対象者は、身体障害者手帳及び療育手帳を所持している一部の方や、介護認定の要介護2以上の方で、タクシー以外に通院の手段がない方となっていますので、今後、他市町の調査をした上で、町社会福祉協議会とも協議を行いながら、町自立支援協議会においても議論してまいりたいと考えます。

次に、3点目、精神障害者への運転手つき福祉車両の貸し出し及び福祉車両新規購入の助成についてですが、2点目と同じに、町社会福祉協議会の在宅障害者支援事業として、協議会が定める要綱により、高齢者及び障害者等の対象者に、福祉車両の貸し出しを実施しているものです。年間100件程度の利用実績があり、希望日が重複する場合もあったと聞いておりますが、社会福祉協議会には、できるだけ重複が発生しないよう利用者の調整を図ることをお願いしていきたいと思っております。

そのほか、精神障害者の方には、障害福祉サービスの中に、通院と介助というサービスがあり、運転手つきで通院ができるサービスもご利用いただいているところではありますが、このサービスを提供できる事業所は、道路運送法による福祉有償運送の登録が必要となること

から、登録事業所の増を図り、サービス利用につなげてまいりたいと考えております。

また、福祉車両の購入につきましては、民間の財団による助成事業などの情報提供を行ってまいりたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1点目、精神障害者の医療費の件についてですが、自立支援医療制度の中で、医療費の自己負担分を軽減されていると、1割の自己負担で、負担が過大にならないように配慮されているので、現状のままというふうなお答えでした。当然、医療費が過大になっていくという問題も、町の中では一方あるかと思うんですが、障害者基本法の中では、身体・知的障害者も精神障害者も同一の障害者基本法にのっとっているわけなんですね。ですから、ぜひとも全診療科について無料にされるべきだというようなことを、関係団体のほうからも要望されております。

実際にほかの他県を見ると、いろいろ県全体でやっているところもあれば、そうでないところもあります。栃木県は、課長、多分栃木県にも問い合わせてくださったと思いますが、全然こういった関係には、なかなか前向きな態度が見られないというような実情があると思います。これは医療費助成事業ですから、国の補助事業ではないので、県と町とで実現していかななくてはならないので、町単独だけではなかなか厳しいという条件があると思います。引き続きこれに関して、県への要望を続けていただきたいと思いますと思うんですが、県はどういった対応であったのか、まずお伺いします。

○議長（塚田秀知君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 議員おっしゃるとおり、栃木県では精神障害者の方への医療費助成、全科というものは実施されておられません。県のほうにもちょっと確認をしたところなんですけれども、全国においても、助成をしているところも数少ないというところもありますし、県のほうとしては、まだ今のところは、その助成に関しては考えていないということの返答でした。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） 全国的に見れば、山梨県や岐阜県では、県下全市町村で行われておりますし、静岡県や神奈川県などでは、町単独で行っているところもあります。財政面から見

ると、県と町と2分の1負担で行えることがよいというふうに考えますので、まず、県への働きかけを引き続き要望していただきたいと思います。その辺はよろしく願いたいと思います。

それから、福祉タクシー事業に関してですが、これは要するに、障害者基本法が改正したにもかかわらず、対象になっていないという現状があります。これは要綱を改正すれば済むことだと思いますので、法律にのっとって事業が行われるというのは、行政の原則であると思いますので、早急に要綱を改正していただくように働きかけをお願いしたいと思います。

それから、スロープつき福祉車両の貸し出しの件なんですけど、精神障害の方がなかなか車両を貸し出ししてもらうことが難しいという現状が一方であります。先ほど答弁の中で、通院等介助運転手つきサービスを利用できるということではありますが、現在、事業所は2カ所町なかにある状況ですが、社会福祉協議会はこういった福祉車両を持っていますが、福祉有償事業に参加していない状況でありますので、この辺を社会福祉協議会に、ぜひこういった事業に参加して、精神障害の方にも利用できるような方向づけをしていただけるようお願いしていただくということはできますか。

○議長（塚田秀知君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 先ほどもお話をさせていただきましたが、協議会のほうとは内容の協議ということ、また、自立支援協議会のほうでも、町の自立支援協議会がございしますので、その中でも議論をしてみたいと思っております。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さん。

〔6番 益子明美君登壇〕

○6番（益子明美君） 自立支援協議会のほうからは、多分要望が挙がっているのではないかなと思っております。ぜひ実現に向けてご尽力いただきたいと思います。とともに、先ほどのスロープつき福祉車両が、例えば、平成26年度が92件だったのが、平成27年度は105件と利用増加傾向にあります。最初の車両は、寄附された車両だというふうにお伺いしています。町としても、こういった福祉事業に、積極的に予算づけをしていく意味でも、2台目の車両の助成について、積極的にお考えいただきたいと思います。町長、その点最後、町長の答弁をお伺いして終わりにしたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 私は常々申し上げます。課長の答弁は、私の答弁です。年間100件、105件ですか、そういう利用実績であると、年間稼働日数を考えると100日、これが多

いか少ないか議論が分かれるところではありますが、調整できるところは調整していただいて、希望が重複するようなところ、調整していただいて、まずは、何とか今の現状でできないか、こういうことを努力はしていただきたいと思います。そしてその後、先ほど課長が答弁しましたように、民間の財団、前回もそういう寄附車両だということですが、そういうところへも働きかけをしてまいりたい、このように考えております。

○6番（益子明美君） 以上で終わります。

○議長（塚田秀知君） 6番、益子明美さんの質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

◇ 益子輝夫君

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君の質問を許可します。

4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） それでは、通告に基づいて質問したいと思います。

日本共産党の益子輝夫でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

執行部の皆さんにお願いしたいのは、専門用語をできるだけ避けて、テレビを見ている方、町民の方にわかりやすい言葉で答弁をお願いしたいというふうに思います。

それでは、まず、きょうは大きく分けて3つ質問をいたします。

1つ目は、馬頭処分場建設についてということで、これがもう大分前になりますが、当初とは違って、馬頭処分場が県営処分場として建設される予定だったのですが、それが途中から、PFI事業に変更になったということなんですが、これは、公の場で知事もPFIでや

るということを説明しております。それが、町に対する県からの説明がいつあったのか、どのような説明があつて、いつ誰が町としては説明を受けたのか、その点をまずお聞きしたいというふうに思います。それが1点目です。

2点目は、PFI事業、全国的にも産廃処分場をPFI事業でやるというのは、おそらく初めてだというふうに、私が調べた範囲ではあるんですが、PFI事業そのものは大体500近くやられているんですが、それは港湾とか、病院とか、いろいろあります。特に安倍内閣になってから、いろいろなのがPFI事業でやられています。ただしかし、その中で500近くやられた中で成功しているのは、1割にも満たないというのが現状です。だから、なかなかPFI事業に手を出さないという自治体が多い中で、県はPFI事業によって今度建設に当たるということですが、それを議会はもちろん、町民に何の、いまだに説明がないというふうに思うんですが、その辺をどう考えているのか。あと、説明するとすれば、いつするのかを伺いたい。

1回目の質問終わります。

○議長（塚田秀知君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 県営馬頭処分場建設についてのご質問についてお答えいたします。

まず、1点目、PFI事業での建設の説明についてですが、6月、9月の定例会にもお答えしましたとおり、平成27年2月9日に行われた環境影響評価書の住民説明会の挨拶で、知事から処分場の整備、運営手法の1つとしてPFI導入を検討する旨の説明がありました。その後、県から事業手法について説明があり、私からは、事業の最終責任者は県であることから、現地に県職員の配置を要望するとともに、事業手法は、県が決めることであり了解する旨を伝えたところであります。

また、平成27年6月には、県からPFI法にかかわる実施方針の策定の見通し等について事前説明があったところであります。

次に、2点目、町民や議会への説明についてですが、県が平成28年10月14日に発行した「グリーン・ライフなかがわ 第40号」において、PFIによる整備運営についてお知らせをしております。また、栃木県のホームページにおいても、PFIについて、検討から導入決定までの経過について詳細に掲載されております。

以上であります。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

[4番 益子輝夫君登壇]

○4番(益子輝夫君) 今、町長から説明をいただいたんですが、一番の問題で、PFI事業については、6月議会で答弁しているということなんですが、私もその一部は聞いているんですね、民間の技術を導入してということやるんだということ聞いております。しかし、こういう言い方は失礼かもしれないですけども、県が事業をやるにしても、町が事業をやるにしても、民間がやるのは、どんな事業でも民間がやるんですよ、役場の職員や県の職員がやるんじゃないですから、これ当たり前のことであって、そこで結局、民間のあれをするということだけども、実態はもともとそういう状況じゃないかなというふうに思います。

それと、私が質問しているのは、PFI事業で、説明が町にはあったと、町長言われましたけれども、町民に対してグリーンなかがわで説明していると。これは県のやっていることですよね。町として、私はやっているのかどうか。その説明を受けたことは、町長も認めています、町として、どういうあれで町民に対して説明しているのか。グリーンなかがわでやったからいいものではない。PFI事業でやると、結局、直接は県と業者の関係であって、町はこれに関係しなくなっちゃうんですよ。その点も町長はわかっていると思うんですが、その辺で、そういうことを町民に、それだけじゃありませんけれども、そういうことをきちんと説明しないと、町民がわからない部分というのがかなりあると思います。非常に将来を左右する問題なので、その点についてもう一度伺いたいというふうに思います。

○議長(塚田秀知君) 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長(鈴木雄一君) 説明を受けた内容というのは、基本的には、グリーン・ライフなかがわで説明を受けた内容でございます。それ以上については、その時々、県が公表した内容について、例えば、県のホームページにございますような内容について、事前であったり、結果についての説明を受けております。町で、町民に説明する必要があるかという、この事業については、あくまでも県の事業であるので、町が説明する必要はないというふうに考えております。

○議長(塚田秀知君) 4番、益子輝夫君。

[4番 益子輝夫君登壇]

○4番(益子輝夫君) 県の事業だから、町が説明する必要がないという、これは問題だと思えます。その場になるのは、この那珂川町なわけですよ。それでいて、県が説明しているから、町は説明する必要がないんだと、これはないと思えます。現場は町なんです、それでいろんな問題をあれするのは町なんです。県に産廃処分場の進める場合は、町も関

係して進めていたわけですから、関係ないっていうことは問題だと私、と思いますが、その辺で環境室長が今、答弁しましたけれども、環境室長、全く同じ規模で、また、同じ形でやられる鹿児島まで処分場のあれを見に行っているんですが、そのあれを見に行ったということは、どういうことなのか説明をしていただきたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） まず、関係ないということではなくて、あくまでも県の事業で、県が説明をする内容でございますが、P F I 事業は前から言っているとおり、一つの事業手法でございます。一般競争入札するのと同じような形での、それがP F I 事業で県が実施するという内容でございます。県が説明するという内容で、グリーン・ライフに掲載されたわけでございます。また、ホームページにも詳細に説明されてございます。私どもも県から説明を受けたのは、その内容でございます。事業手法については、先ほど町長が答弁したとおり、町としては、県の事業手法については了解しますということで答弁をさせていただきますので、この事業内容云々ということについては、あくまでも県の専決事項であり、ただ町としては、安心・安全な処分場をつくるための、例えば、基本協定を一度結んでございます。その後、今後ですが、保全協定を結びます。その内容については、民間事業者がやるといっても、基本的には、町の意向も酌んでいただけるものと考えております。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

[4番 益子輝夫君登壇]

○4番（益子輝夫君） 環境対策室長がですよ、鹿児島まで行ったっていうのは、それだけの問題があるから行ったんじゃないんですか。行ってきて何も問題なかったことなんですか。何かのあれがあったから、鹿児島までわざわざ行ったんじゃないですか。その辺を聞かせてくださいよ。

[「趣旨が違います」と言う人あり]

○4番（益子輝夫君） いいですか、議長。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

[4番 益子輝夫君登壇]

○4番（益子輝夫君） 何かP F I 事業としてやられる産廃処分場だから、町は関係ないと言っていますけれども、何のために、それじゃあ鹿児島まで経費かけて見に行ったんですか。その辺を伺いたいというふうに思います。実際、行っているんでしょう。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 私ともう1人職員が視察に行っていますが、鹿児島ではございませんで、熊本の最終処分場でございます。その内容というのは、当然ほかの自治体でも保全協定を結んでいますので、その状況について、地元の南関町及び処分場のほうも視察させていただきました。規模的に同規模ということで、どんな施設なのかということを含めて、熊本県の処分場を見学したわけでございます。PFI事業に関しては、当然熊本はやっておりませんので、基本的に保全協定に関することで調査のため行ってまいりました。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） ただいまの、先ほど町長からも出たんですが、保全協定のことで行ったということなんですが、これはPFI事業でやられることだから、当然そういう保全協定ということが出てきますけれども、参考までに聞きたいんですが、その熊本での保全協定の内容、全部とはいえないですけど、主だったところ等聞ければと思うんですが。

PFI事業には関係ない熊本に行っているということですが、これも全然関係なくて、保全協定のあれで行っているということなんですが、PFI事業でやられる那珂川町と鹿児島のはれでは違うと思うんです。けれども、保全協定を知るために行ったということなんですが、その辺のことで、できればその辺の内容、もしだめだったらいいです。もし聞けるんでしたら聞きたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 休憩いたします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時23分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） 私はPFI問題で質問しているんですが、それに関連したことで、鹿児島の問題が出たんで、それを聞きたいわけです。関係ないと言っているながら、協定を結ぶので、それで行ったということなんで、その協定がどういうことかということ、主だったことを聞きたかったんですが、質問趣旨、意思とは違うということで、次の問題に入りたいというふうに思います。

町民がわかるような行動をとっていただきたいというふうに思います。個人的な費用で行ったか、公の費用で行ったかはわからないんですけども。

あとは、(2)のPFI事業による建設について、これも、先ほど繰り返しなんですけど、グリーン・ライフなかがわとかホームページで書いてあると、これは、ちょっと無責任じゃないかなというふうに思うんです。グリーン・ライフなかがわが全町に配られているか、それとも、ホームページで全部町民が知ることができるかといったら、そういう状況ではないと思います。これは、不公平になるのではないかなと、そういう点では、きちんと町民に説明すべきだというふうに、私は考えているんですけど、その点での考えを伺いたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 環境総合推進室長。

○環境総合推進室長（鈴木雄一君） 先ほどから申し上げているとおり、グリーン・ライフなかがわは新聞チラシで入ってございます。ということは、もう100%近い町民の方が見る内容だということで認識しております。ホームページについては、そのデータをとれない方は、ただ必要があるとなればどんな方法でも、うちの室のほうに来ていただいても、その資料というのはコピーして差し上げられると思います。

そういう意味で、この内容について、私のほうも正直な話グリーン・ライフの内容とか、あるいはホームページに載っている資料に基づいたものでの説明を受けているだけでございます。ただ、それが町民に知らせる必要があるかという点、私どもが先ほどから申し上げているとおり、事業手法についての説明会というのは、どんな事業であってもないわけでございます。県においては、体育施設のPFI事業も実施されております。これは処分場よりも先に実施されております。今回2例目でございます。

それと、先ほど最終処分場のPFIはないというお話ですが、ここに資料があるのは1つだけですが、稚内の最終処分場はPFI事業で実施されております。

以上でございます。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） いくら県の事業だといっても、地元で、那珂川町で行われるわけですよ、それと、新聞折り込みすると100%あると言いますけれども、今、新聞の購読家庭がどんなに減っているかわかっているんですか。少なくとも100件以上減っているんですよ、私が調べた中でも、一新聞の販売店で。そういう状況を見ますと、見たくても見られない人

がいっぱいいるんです。役場へ来れば、出すことができるというのは、それはちょっとおかしいんじゃないですか。片方では新聞折り込みで配っていて、これは県がやっていることですけれども、片方は全然情報が入ってこない、そういう状況ですよ。

町民として、地方自治法にもちゃんと書いてありますよね、対等なあれで見てもらえると。対等なあれじゃなくなってしまうんじゃないですか、これは。町民を対等に扱っていないということになると思いますよ。PFI事業に限らずそういうことで考えていると、県の事業であってもきちんと全世帯に知らせる、ましてや町民なんですから、そういう義務は私はあると思いますが、その辺はどのように考えているのでしょうか。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 先ほど来、私もお答えしましたが、グリーン・ライフなかがわ、あるいはインターネット上で、詳細について県でアップしていると、そういうお答えをしました。それ以上、町民に公平に全てに知らせなければならない、これはあるとすれば、県にその義務がある、義務があるとすればですよ。でも、グリーン・ライフなかがわとインターネット上で、これで今は見ようと思えば見られる、こういう状況にしてあるわけですから、説明の責任は果たしていると私は考えております。これ以上の説明責任果たせと言われますと、個人個人、お尋ねしてこうですよとお話するしかないと思うんです。

例えば説明会をしても、そこに町民1万数千、1万七千、八千の町民がいて説明会をして、100人しか来なければ、100人の方にしか伝わらない、このようなことになると思います。それで来なかった人にどうするんだと言われても、説明会をして来なかった、この人に対して、じゃあ残り1軒ずつ歩いて説明するのか、そういうことは今までもなかったし、その必要はないと考えております。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） 私は、町民はそこに住んで税金を払って住んでいるわけですから、そういう人たちに、同じようなことをやるということは必要なことだと思います。例えば、一戸一戸歩いてそういうことを言わなくても、グリーン・ライフなかがわだったらそれを配ればいいんですから、そういうこともしないで、ホームページを見ればいいじゃないかと、それは町民を公平に扱っていない証拠だと、まして今、高齢者がふえたり、新聞をとらない人もかなりふえています。そういうところを見た場合、折り込みにしたり、全部渡らないと、それは来ないから勝手じゃないとか、そういう言い方というのは、私はおかしいと思いま

す。そういう人は、町民じゃないような扱い方になっているんじゃないですか。公平に行うのが自治体としての義務だと思うんですよ。その辺を集まりに来ないから、また、新聞折り込みしているから、ホームページに出ているから、読まないのは勝手だと、そういう言い方は、町民に対して、私は差別だというふうに思いますけれども、最後、その点について伺いたい。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 私は差別だとは申し上げておりません。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） 言ってなくても、結局は差別じゃないですか。片方に情報を提供して、片方は情報が行っていないんですよ、だから私が言ったように、グリーン・ライフなかがわだったら、たとえ自治会とかそういうのに入っていないなくても、全戸に配るような方向を考えたらどうかということをお願いなんです。その辺をどういうふうに考えているのかということ再度伺います。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） ご意見としてお伺いいたしました。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） 行政を司どる者として、そういうことを公平に町民を扱うということ、私は考えていただきたいと思います。それでなくても、自治会以外は年寄りはいしよがないにしても、若い人や若い家庭が自治会から離れている、そういういろんな問題が出てきております。だから少し協議するというのは、本当に地域においては大変なんです。そういうことをトップだから、私はもう少しわかっているかなと思ったんですけども、何か理解を得られないようで、非常に残念です。

次の問題に入ります。2番目なんです、県北木協に関する三者協定についてということで、私もあまり深く知らなくて、調べたら大変な問題があったので、この三者協定は、まさか地元が入っているんだらうと、地元は全く協定の内容については聞かされていない、それで判こを押したただけだというような状況も、私は調べたらわかりましたので、この点について質問したいというふうに思います。

それと、その協定の内容を見ますと、大変な状況なんですね。結局この協定書に書いてあ

るんですが、協定書の一番最後のところに、三者協定といっても、結局は、町と栃木県木材協同組合の代表理事であるトーセンさん、あとは、同じ株式会社那珂川町バイオマス代表取締役がトーセンさんなんです。それで、行政区はどういうあれをしたかという、立会人ということで、印鑑を押したただけだということなんです。

そして、公害防止基準書というのがあるんですが、読みますと、資源に燃焼でき、空間で0.23シーベルト以下、これは認める。あとは資源燃焼後、結局焼却灰ですよ、3,000ベクレル以下は認めるということになっているんです。この基準なんですが、三者協定といっても、地元住民から要望されてこれがなったと思うんですが、それが地元民に相談も何の説明もなく、こういう数字が出てきている根拠について、まず伺いたいです。その根拠は科学的根拠なのか、それとも法律的な根拠なのか。その辺を伺いたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真也君） ただいまの益子議員の質問の趣旨がわからないんですが、放射能基準のほうの根拠のことを言っているんでしょうか。それとも、協定の地元の行政区を立会人としたことの基準のことを言っているんでしょうか。

〔「通告書でいい」と言う人あり〕

○住民生活課長（鈴木真也君） それでは、県北木協に関する三者協定についてのご質問にお答えいたします。

町では県北木材協同組合、株式会社那珂川町バイオマスと那珂川町の三者で、地区行政区長に立ち会いをいただき、環境保全協定書を締結しております。協定の内容につきましては、工場事業活動による公害の発生を未然に防止し、自然環境の保全及び地域住民の生活環境を確保することを目的としているものです。

ご質問の3,000ベクレル以下の焼却灰とは、燃料資源である木質ペレット等の焼却した後の焼却灰、飛灰の基準値であり、ほかから搬入するものではありませんので、ご理解いただきたいと思います。

なお、焼却灰等の国の基準値は8,000ベクレル以下となっており、3,000ベクレル以下とした根拠は、より安全性を考慮し、事業者との協議により、自主基準値として低く設定したものであります。

以上でございます。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） 3,000ベクレル以下とした基準、これは8,000ベクレル以下を基準にしたということですが、これは福島原発の事故後の基準ですよ、その前は、飲み、食べる、飲む、吸うというのは100ミリシーベルト以下ですよ。これは出すほうの基準ですよ、3,000ベクレルというのは。8,000ベクレルというのは出すほうの基準ですよ、受ける側のあれではないですよ。それによって、受ける側の基準もあるわけですよ、8,000ベクレルというのは……

〔「焼却灰は受けていない」と言う人あり〕

○4番（益子輝夫君） 焼却灰は受けていないというあれですけども、焼却したものが3,000ベクレル以下は大丈夫だということが、この三者協定書には書いてあるんですよ。だからその辺で伺いたいんですが、8,000ベクレルというのは、あくまで法的な基準でもないと思うんですが、これは環境省の通達でそうなただけで、法的な根拠が果たしてあるのかというと私、問題だと思うんですが、その辺を8,000ベクレルより低いから安全だと思って結んだということなんですが、どうして8,000ベクレル以下だと安全なんですか。その辺を説明をしていただきたい。

○議長（塚田秀知君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真也君） 国の8,000ベクレル以下の基準の根拠につきましては、国におきまして、専門の委員会等の意見を聞いて定めたものでありまして、したがって、町としてお答えできる立場にありませんのでご了解願いたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） 国の決めたことだから、お答えできません。でも、その8,000ベクレルという基準に比べて、3,000ベクレルというのは低いから大丈夫だとさっきおっしゃったんではないんですか。8,000ベクレルの基準だから、それより3,000ベクレルは低いんだからということで、おっしゃったんではないんですか、それで協定を結んだと言ったと思いますが。国が言ったから、どうして安全なんですか。

○議長（塚田秀知君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真也君） お答えいたします。

この協定につきましては、大山田の工場におきまして、木質チップ等を燃焼して、その灰が出ます。その灰の基準値として、3,000ベクレル以下とすれば、ほかの民間の管理型の最終処分場に持っていくわけですが、その基準を定めたものであります。

- 議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。
〔4番 益子輝夫君登壇〕
- 4番（益子輝夫君） そうすると、その3,000ベクレル以下という基準についてでありますけれども、その測定は業者がやっているんですか、それとも自治体もやっているんですか。
- 議長（塚田秀知君） 住民生活課長。
- 住民生活課長（鈴木真也君） 民間の検査機関で行っております。
- 議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。
〔4番 益子輝夫君登壇〕
- 4番（益子輝夫君） 民間で行っていると。それはトーセンさんが行っているんですか、それとも、役場が行っているんですか。
- 議長（塚田秀知君） 住民生活課長。
- 住民生活課長（鈴木真也君） 当然、自分の企業じゃなくて、県内の民間の検査会社が行っております。
- 議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。
〔4番 益子輝夫君登壇〕
- 4番（益子輝夫君） 私の言い方がまずいようではございますけれども、その検査をやるのは、役場が検査を頼んでやっているのか、民間のトーセンさんが頼んでやっているのかというのを聞きたいんですけれども。
- 議長（塚田秀知君） 住民生活課長。
- 住民生活課長（鈴木真也君） これは当然、事業所のほうで検査機関に委託して、検査をしております。
- 議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。
〔4番 益子輝夫君登壇〕
- 4番（益子輝夫君） そうすると、定期的に、その検査やられているわけで、私もたまたまそういうのは、何回か見ているんですが、役場で。役場は全くやっていると、民間任せだと、トーセンさん任せだということと理解してよろしいでしょうか。
- 議長（塚田秀知君） 住民生活課長。
- 住民生活課長（鈴木真也君） この事業におきましては、事業所が検査機関に委託して、測定するというごさいまして、町が行うということは、うたっておりません。町では、残念ながら検査器具等も持っておりません。こういった場合には、基本的には民間の検査機

関で測定するのが建前となっております。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） 私は聞いているのは、その検査を民間機関に頼んでいるのが、トーセンさんが責任持ってやっているのか、役場はやっているのか、そういうふうにして役場がやっているのかということ聞いているんですよ。役場だって、もちろん民間に頼んでやらなければならない状況ですよ、それはわかっていますよ、もう以前から。その辺を役場が頼んでいるのか、その濃度を調べるの、それともトーセンさんがやっているのかなんですよ。

○議長（塚田秀知君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真也君） これは当然、事業所が事業所の責任のもとに行うべきものと理解しております。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） わかりました。事業所が行っているということを、最初から答えていただければこんなふうにならないんですよ。やっぱり役場はやっていないんですよ。事業所任せなんですよ。

〔「趣旨が全然違っている、根拠を聞いているんですから」と言う人あり〕

○4番（益子輝夫君） いいですか。

○議長（塚田秀知君） はい。

○4番（益子輝夫君） 趣旨が全然違うというあれがあったんですけども、根拠を伺うと。根拠としたものが納得できないので、私は再質問しているんですけども、3,000ベクレル以下という根拠としたもの、結局は、トーセンという企業に任せちゃって、役場は測定していないということがわかったんですけども、独自にはやっていないと。これは、ちょっと私は無責任ではないかなというふうに思うんですが。

それと、先ほども述べましたけれども、この三者協定の3,000ベクレルについてのあれを地元の住民に説明も何もしない、了解も得ないで、三者協定といっても、事業所と役場が結んじゃうということで、判こを押したただけだと当の区長は言っていますけれども、その辺は3,000ベクレル以下にした根拠になっていると思うんですが、その辺で、そういうことが果たして許されるのかどうかという問題もあると思います。

特に住民は、全くそういうことを知らないんですよ、地域のあれは、そういうこと、そういう協定が結ばれているというのは。そういう中で、3,000ベクレル以下にした根拠も何も説明されていないということを私は問題だということで取り上げているんですが、それが質問の趣旨と違うというのなら、ちょっと私も考えなきゃならんですが、3,000ベクレル以下がどうしてそういうふうになったのかという説明も何もないわけですね。先ほど言えば、事業所のデータをもとにですね、それと、町は独自に検査してあれしたかいうとそれはないと。民間企業に頼んだというのはわかりましたけれども。そういう点では、地域住民に対する責任というのがあると思うんですよ、数字を出している限りでは。まして、町長は安心・安全ということと同時に、町民の意見こそが知恵袋だという中で、3,000ベクレル以下だから、というあれが単純になっているんですが、その辺で、私は答弁が聞きたいんですが。

○議長（塚田秀知君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真也君） この協定につきましては、事業所のほうで年2回出しております「東雲」というものを出しております。その中で測定した結果については、地元行政区を通して、回覧で回っているのでご存じかと思っております。

以上でございます。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） 東雲っていうあれも私、見たんですが、毎回数字が出ているわけではなし、定期的と言いますがけれども、何日と決まっているわけじゃないですよ、この前、下郷の区長さんに見せていただきました。その点については、詳しい説明は出ていません、事業内容については出てはいますが。それは課長も見てわかると思うんですが、大山田全町に回っているわけではなくて、下郷だけですからあれは。

そういう点でもいろんな問題が今、下郷に限らず、上郷でも、大内地区でも聞こえますんで、その辺も、私は3,000ベクレル以下だとした根拠を伺うというのは、住民の生活の安全・安心と同時に、町長が公約としている町民に対する安心・安全もありますけれども、知恵袋だと言いながら、住民の意見や説明をこれについてやらないと、やっていないということも、区長を通じてきちんと聞きましたので、その辺で3,000ベクレル以下にした根拠を伺うと。それなら大丈夫だという証明は、別に私はないと思いますので、その辺、町長の何て言うんですか、政治根拠というかそういうところと全く違う方向にいつているんじゃないかなというふうに思いますので、その辺を伺いたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真也君） 先ほど申し上げましたとおり、あくまでも、国の基準値とい
たしましては、8,000ベクレルでございます。ただ、通常、民間の管理型の最終処分場で受
け入れる処分場の自主基準として、当時、4,000ベクレルというものが出ておりました。そ
れよりもなお、より安全性を考慮いたしまして、1,000ベクレル落として、3,000ベク
レル以下としたものであります。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） この問題は、まだ聞きたいことあるんですけども、何回か3,000ベ
クレル以下とした根拠を私は、4,000ベクレルというあれが出てきているんですが、4,000
ベクレルという基準というか、それは、どこからそういう4,000ベクレル以下というあれが
出てきているんでしょうか。再度伺いたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真也君） あくまでも自主基準であります。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） だから、自主基準というのでは法的な根拠もないですし、そういうの
もないわけですよ。だからそれを、協定に取り上げちゃうというのは大変なことになると思
うんですよ、裏づけがないんですから。

それと、さっき3,000ベクレル以下のほかに、私が申し上げた0.2シーベルトですか、こ
れは受ける側のあれですけども、質問の趣旨とは違いますけれども、これだって年間に計
算すれば2ミリシーベルトになるんですね。年間、人間が浴びていいというのは、福島原発
以前は1ミリシーベルトだったと思います。その倍以上になるわけですから、それを協定に
記入されているというのはいかがなものかなというふうなことを思いまして、質問を次に移
りたいというふうに思います。

3つ目は、国道461号の危険箇所についてということで、考えているんですが、ついこの
間も、461号じゃないんですけども、健武で、路面の凍結でスリップ事故による死亡事故
が起きました。・・・・・・・・・・・・・・・・。そういう点で、道路の問題というのは常に気
を配らないと、部分的に、雨が降ったり、凍ったりするということもありますから、そうい
う点では、道路の拡張とか整備というのは避けて通れない、まして、特に大山田、大内の

461号線というのは、部分的に危険な箇所が結構あります。

そういう点で、福島町長になってから、その危険な箇所が改修されていると、特に大山田部分については、改修されているところが1カ所もないという地元からの声もありまして、また、自治会からも要望とかそういうものも出ていると思うんですが、いまだにないんですが、国道461号線の整備については、地元の行政区からの要望が何回も出されていると思います。特に危険箇所の改善をということで、早急に県に求めてもらいたいんですが、その対応を伺いたい。私も何回か一般質問で取り上げているんですが、要請はしているということで、町長からは聞いております。それと、土木や何かに行って、私も要請はしております。

あと、その場所なんですけど、ここには3カ所ぐらいしかなくていいんですが、馬坂の元こんにゃく工場の付近で、曲がりくねったあれでね、大型車は必ずもう止まらなきゃなんないと、対向車が来た場合。そういう状況なんです。止まるから事故にならないからいいけれども、一歩間違えれば、大きな事故になる可能性があるわけです。

あと、大山田下郷の幌付と今中の境に、地名じゃないんですが、屋号で言うとかやの木下付近なんですけど、そこも北向きで道が狭くて、カーブで見通しが悪いと、本当に自動車同士が交差するのも危険な状態にあるという状況です。

あとは、今中の交差点。461号線と立野線ですよ、あの交差点。ほとんど赤土方面から来る車は、一時停止しないのが半分以上あります。そのために事故も起きています。そういう点でも改良、改修ですね。

あと、大山田上郷においては、一番危険なところは大田原との境なんです。言ってみれば、木を切ってもらって、見通しはよくなったのですけれども、あのカーブ、これは本当に危険なんです。大きな事故には至っていませんが、事故も何回も起きています。こういう点で、早急にあのカーブを何とかしてもらいたいというのが、地元住民を初め、あそこを利用している方々の声です。

それと、小野平、元病院があった手前で、榎さんという家があったのですが、その前のあれが結局乗用車同士もすれ違えないと、本当に一歩間違えると大事故になると、まして今、トーセンさんの材木を積んだ大型トラックを初め、交通量がふえています。それと同時に、スクールバスも運行しております。そういう点では、せめて、すぐに全部やれとは言えないのですけれども、危険箇所からまず1年に1カ所くらいずつやっていただければ、危険も大分解消すると思います。

そういう点で、町長を初め、何回も答弁いただいておりますが、県には要望していると言

ますけれども、いまだに、そういうところが解消されていない。そのほかに危険な箇所があるわけですが、その点で、町長がどんな考えをしているのか、具体的に、また県に行つての要望などありましたら、伺いたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 建設課長。

○建設課長（穴山喜一郎君） 国道461号の道路整備対応についての質問にお答えします。

国道461号の道路管理者は栃木県であり、道路整備に関しては、地元行政区から県土木事務所に要望が出されているところであり、県において、逐次改良工事が実施されております。

那珂川町の区間においては全体的に屈曲し、幅員も狭いことは、町としても十分認識しており、機会あるごとに現状を説明し、早期に改良できるよう要望しております。

あわせて、関係市町で構成する国道461号整備促進期成同盟会としても、整備を要望しているところでもあります。今後とも、町内の県管理道路の整備が促進されるよう取り組んでまいります。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） 何もやっていないと私は言うわけじゃないんですよ。現実に行われていない点で質問しているわけです。その辺で、地元住民も非常に不安を持っているわけなんですよ、通勤のときはもちろんですけども、通勤じゃないときは結構重荷を積んで通るわけです。結構スピードも出ています。道路も傷んできております。

その辺で、町の管理じゃない、県の管理だと、そういう答弁は、私は避けていただきたいというふうに思います。それはわかっているんですよ、国道ですから、町の管理じゃないというのが。でもね、事故が起きたり、そういうことをしたら、大きな事故につながったらどうするかということなんですよ、

そういう点では、目に見えた改良工事が進まないと、地元民は行政に対しても、土木に対しても、不信を持つわけですよ。その辺を本当に何て言うんですかね、町民を初め、そういう声を本当に真摯に受け止めて、要望しているのはわかりますよ、だから、どんな要望をしているのか、自治会がもちろん要望もしていますから、そういう点で、町長として今までやってきたこともわかっています。だけど、さらに現実には道路というものを改良しないと、今、車の時代ですから、本当に大変なことになってつながると。

この間だって、461号じゃないですけども、事故が起きて、通行止めになって、勤務におくれたり、遠回りをして行つたっていうあれを聞いております、何件か。そういうことも

ありますし、尊い命がなくなると、考えないというんじゃなくて、そうなる前に考えなきゃならないと。それが行政の、私は仕事だと思うんですね。そういう点で、町長の考え、行動、また町長がどんなことを訴えているのか聞きたいというふうに思います。

前も言ったんですが、大山田の461号の流れ、健武から始まるわけですが……

○議長（塚田秀知君） 休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午前11時56分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

○4番（益子輝夫君） そういう点では住民の命、安心・安全第一というならば、それなりの実行ある要望をしていただきたい、その点で答弁をいただきたい。

○議長（塚田秀知君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 要望活動しているのは、ご承知いただきましてありがとうございます。461号、本当に当町を通っている部分、非常に狭隘な部分がたくさんあります、危険箇所もあります、現在、上郷のほうの橋をやっていただいております。橋というのは、非常にお金のかかる部分でございます。そこをやっていただいて、そのほかにも、ただいま議員おっしゃられたような箇所も当然含めて、要望活動はさせていただいております。

先ほど、益子議員の発言の中で、ご自分も土木事務所に行って要望活動なさった、そのようなお話がございました。その時に、土木事務所からいただいたお答えと、私どもにする答え、これが違うことはありません。同じ答えをいただいってきたと思っております。土木事務所の方でも、国道であります、県の土木の管轄で、限られた予算の中で、優先順位を決めてどこを直そう、そういう中で、461号につきましても、途切れることなく工事にはかかっていると私は認識をしております。当然、この要望したところ、それを今すぐ何も手をつけないから足りないんじゃないか、このようなお話をいただいても、相手はやはり県であります。要望活動はしっかりとさせていただきますが、強制力はございません。あくまでお願いであります。そこはご理解をいただきたいと思っております。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君。

〔4番 益子輝夫君登壇〕

○4番（益子輝夫君） 私も、土木に何回も足を運んでいるんですけども、多分答えていることは同じだと、町長はおっしゃっていますが、その辺は私もわかりませんが、ただ担当者が、長くて2年なんです、変わっちゃうんですよ。そういう点で、前の要望した方と変わっているということが多いので、なかなか話がまた最初からしなければならぬというような状況なんです、そういう点では道路パトロールもしているんですけども、気がついていない面がいっぱいあるんです、何のために私は道路パトロールをしているんだということを書いてくるんですが、そういう点では町長にも答えたと思うんですが、土木のほうでは予算がつかないということも二言目には言います。でも危険箇所というのは、それなりに危険なんです、町としてさらに強く、どういう形で要望したら実現に近くなるのか、その辺も考えながら、地元の人たちと一緒に、要望活動を成功させていただきたいというふうに思います。

ほかの461号でも、茨城のほうはかなり進んでいるんですね。ところが、なかなかこの那珂川町、特に大山田はほとんど進んでいないという状況、橋も両側は進んでいますけれども。そういう点では、いまだに解決していない問題もありますけれども、いつになったらということも地元民を初め、多くの声が聞かれるので、その辺を踏まえて、町長は、県とも国とも太いパイプで結ばれているということをおっしゃっているわけですから、その点も大いに活用して、この問題の、少しでも一歩でも一カ所でも、よくなるような方向で、住民の安心・安全を第一に考えて、進めていただきたいということも要望しまして、私の質問を終わりたいというふうに思います。

○議長（塚田秀知君） 4番、益子輝夫君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（塚田秀知君） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

散会 午後 零時01分